

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公開番号】特開2011-1359(P2011-1359A)

【公開日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-115818(P2010-115818)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/02	(2006.01)
A 6 1 Q	1/14	(2006.01)
A 6 1 Q	5/10	(2006.01)
A 6 1 Q	5/12	(2006.01)
A 6 1 K	8/86	(2006.01)
A 6 1 K	8/31	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/02
A 6 1 Q	1/14
A 6 1 Q	5/10
A 6 1 Q	5/12
A 6 1 K	8/86
A 6 1 K	8/31
A 6 1 K	8/37

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月17日(2013.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) HLB 8～13のアルキルエチレンオキサイド型界面活性剤と、
 (B)油性成分10～40質量%と、
 (C)水とを含有する組成物であって、
成分(A)と成分(C)の質量比が、(A):(C)=20:80～70:30であり

該組成物がディスコンティニュアスミセルキューピック液晶相であることを特徴とする化粧料。

【請求項2】

請求項1に記載の化粧料において、前記化粧料が洗浄剤組成物であることを特徴とする化粧料。

【請求項3】

請求項2に記載の化粧料において、該洗浄剤組成物が、皮膚又は毛髪洗浄料であることを特徴とする化粧料。

【請求項4】

請求項2に記載の化粧料において、該洗浄剤組成物が、メーキュレンジング基剤であることを特徴とする化粧料。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の化粧料において、さらに、(D) 多価アルコール及び / 又は糖を含有することを特徴とする化粧料。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の化粧料において、成分 (D) が、ポリエチレングリコール及び / 又はソルビトールであることを特徴とする化粧料。